

令和5年度 大用中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では教育基本法 の精神と高知県及び四万十市教育行政方針の示すところに従い、本校の良き伝統と教育遺産を継承し、時代と地域の要請に応じて教育内容の充実を図るとともに人間性豊かな知・徳・体を備えた自主的で創造力に富む、実践力を持った人間の育成に努めることを基本方針としている。

学校教育目標として、「自ら学ぶ意欲をもち、心豊かでたくましい生徒の育成」を掲げ、自分で正しく判断し行動できるとともに明るく豊かな心をもって、健康で勤労を尊ぶ人間の育成を目指している。

そのための指導方針として、信頼され誇れる学校、礼儀正しく挨拶する学校、整理整頓された美しい環境の学校、共に学び合い、励まし合い、生き生きと生徒が活動する学校を目指している。

上記のような学校及び人間の育成を目指す上で、いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、学校として「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、本基本方針を策定し、生徒の尊厳を保持するため、関係機関及び地域住民・家庭との連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むものである。

第1 いじめの防止基本理念

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

現在本校の生徒は各家庭及び地域に見守られ健やかに成長を遂げていっている状況にある。すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も保護者や地域のみならず社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、迅速かつ適切な対応を講じなければならない。

(2) いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛**を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、

嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた生徒や、勇気をもっていじめを知らせてくれた生徒を、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めてしっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらとらわれるのではなく、傷ついている生徒の気持ちにより添った支援を行うことである。

そして、生徒は人と触れ合うことで、様々なことを学び取り、感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、生徒たちが、いじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに委縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止、対応、再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し、生徒たちを見守り支えていくことが重要である。

(4) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

学校は、教育活動全体を通じてすべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(5) いじめの早期発見

教職員はいじめの早期発見のために、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知して、解消へ向けた取組につなげていくようにする。

(6) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する。このため、教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深め、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

第2 「いじめ防止等対策委員会」

(1) 組織の機能と役割

- ① 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ② いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応する。
- ③ いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。
- ④ 情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や疑念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ⑤ 各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

(2) 組織の具体的役割

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート(教職員用、生徒用、保護者用等)の作成・検証・修正
- ③ いじめに関する校内研修の企画・検討
- ④ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ⑤ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ⑥ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ⑦ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う際の母体

(3) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、学級担任、養護教諭、SC、状況に応じて関係機関の代表者とする。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

(4) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、SC及び関係機関の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて市教委担当者及び外部の専門家等を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第3 学校の取組

(1) いじめ防止のための取組

◇ 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

◇情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

◇児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、特別の教科 道徳の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。

さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた生徒の主体的な活動を推進する。

◇校内研修の実施の促進

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

<学校づくり・授業づくり>

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての生徒が授業に参加し、活躍するための授業を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、わかる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。
- 日々の授業の中で互いに聴き合い、発言し、学び合う個人の姿勢や学級集団の雰囲気育てていく。

<集団づくり・生徒理解>

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがづくりだしていく。
- 障害(発達障害を含む)のある生徒についての理解を深める。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動における指導を、生徒のいじめが起きやすい時期(4月下旬や9月上旬など)を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、すべての学級で必ず指導がなされるような指導指導計画を作成する。

<生徒指導>

- 時間を守る習慣を定着・継続し、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として揃えていくべき事柄を組織として確認する。
- いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがない集団の雰囲気づくりをすすめる。

- 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、その防止や解決に向けて自分たちでできることを主体的に考え行動できるよう働きかける。

<教職員の資質能力の向上>

- 授業を担当するすべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さないよう校内研修での研修内容をより深める。
- すべての生徒がいじめの問題への取組について、その意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう教職員は支援・指導を行う。

(2) いじめの早期発見、早期対応等

【いじめの発見】

- ①いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施)
- ②生徒の変化等に気づいた情報について、迅速かつ確実に把握し、その情報を共有するとともに、速やかに対応する。(職朝等の活用)
- ③気になる変化が生徒に見られた場合には、遊びやふざけのようにも見えるものも含めてその事象に関する記録をメモ等に残し、教職員が共有できるようにしておく。(個人情報の管理に注意)
- ④得られた目撃情報等を確実に集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- ⑤日々の朝学活では一人一人に配慮してその様子を把握する。
- ⑥生活日誌等を活用し生徒の実態を把握する。
- ⑦保健室での対応がある場合には、養護教諭(保健主事)との連携を図る。
- ⑧保護者との連携を進め、家庭で気になる様子は迅速に把握する。
- ⑨積極的に保護者からの相談や、地域の方から生徒の様子を寄せてもらえる雰囲気を持続させる。
- ⑩年2回以上、「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、個別面談、日記や家庭訪問、保護者との連絡などの取組を組み合わせ、いじめの認知に努める。
- ⑪生徒からの教職員への相談の際には、その思いを大切にされた対応を行う。
- ⑫生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」等関係機関についての周知をする。
- ⑬特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を問い直す職場体制を大切にする。

(3) いじめに対する対応、措置

- ◇学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。
- ◇いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる
- ◇教職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。なお、その業務は、他の業務に優先して行う必要がある、即日、当該情報を速やかに報告することとする。
- ◇いじめが解消している状態の要件
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要が

ある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

【具体的な対応・措置】

- ①速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- ②加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ③いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ④判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ⑤いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任をもつ。
- ⑥問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、被害生徒の心の負担を解消していくことであることを教職員全体で共有する。
- ⑦加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対応する。
- ⑧生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑨ネット上のいじめには必要に応じて関係機関の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ⑩いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ⑪生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ⑫いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるために教育活動を仕組む。

- ⑬学校における情報モラル教育を進める。
- ⑭教育相談や校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制を確立する。

(4) 生徒が主体となる取組

- ◇生徒会を中心にいじめ撲滅にむけた話し合いを実施し、各学級において課題や対策を検討し、生徒集会において呼びかけ等を行う。

第4 P T Aや地域の関係団体等と連携について

- ◇生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関する家庭でのルールづくりを推進する。
- ◇富山の子どもを育む会、地域学校協働本部等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。
- ◇学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載するなど、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学式・各学年の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明を行うこととする。

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- ① P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ② いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めていくために、富山の子どもを育む会等とともに、学校のいじめ問題の取組について報告し、理解・協力を得る。

第5 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)を参考として、適切に対処することとする。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会(仮称)を設ける。

この組織の構成については、市教育委員会と連携し、可能な限り外部の専門家等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④事実関係を明確にするための調査の実施

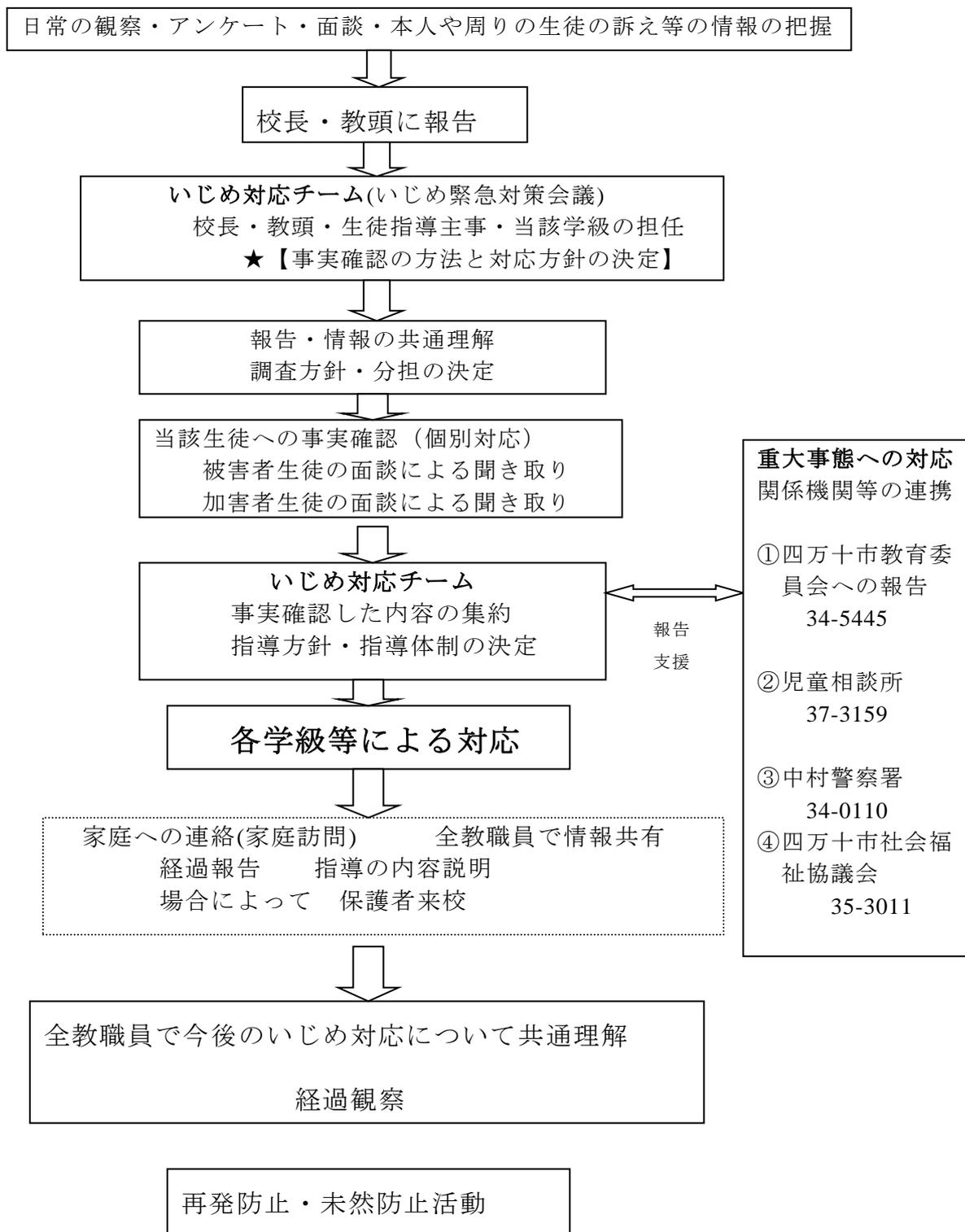
調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

第6 取組の評価等(PDCAサイクルについて)

- ◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- ◇毎年、いじめ問題への取組の実施状況について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

いじめが起こった場合の対応の流れ

四万十市立大用中学校



全校生徒への対応

1. いじめ防止のための対策

(1) 生徒の心を耕す教育の総合的な推進

○「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

生徒がそれぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育ていかなければならない。そのために、「将来の夢と積極的な進路を実現への意欲の醸成に向け、知的好奇心・探求心を持ち主体的に取り組める学習活動の実施」に努める。

○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道德教育を推進する。

また、生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育む為、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動やN I E活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切に、感動や感謝の心、社会性や規範意識を育てる為、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

あわせて、生徒のいじめ防止等の意識を高める為に、警察等と連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

○情報モラルの教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象をなり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

○人権感覚を育む人権教育の推進

生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要がある。そのためには、生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることできるように、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修機会を積極的に提供する。

(2) 生徒一人ひとりがもっている力を引き出す生徒指導の推進

○学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進

いじめを生じさせないためには、生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していくことが重要である。

そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能(自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる)の視点を位置付けた

取組の推進を図る。

○生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動を通して生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い問題解決していくことや、生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。

そのために、特別の教科 道徳の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。

(3) 教職員の資質能力の向上

学校におけるいじめの未然防止の取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

○校内研修の実施の促進

年に数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。

○障害のある生徒に対する指導の在り方についての理解

障害のある生徒が周囲の生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。

そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を促すとともに、障害のある生徒だけでなく、生活の中でつまずきやすい生徒を含めた、すべての生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う必要がある。

また、障害のある生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画(教育支援計画)」を作成する等、早期からの支援体制を一層整備するとともに、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

2. 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない行動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

3. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年2回(学期に1回)実施する。

定期的な教育相談の機会としては、学期毎の三者面談の実施。毎職朝での生徒情報の全職員での共有、毎週の校内研修・職員会において全校生徒の情報交換の実施、学級担任を主に適宜行う個別面談による確認、年間2回実施をするQ-Uによる学級診断、生徒・保護者・教職員対象に実施をする学校評価アンケートなどを通して気になる行為等の情報を教職員間で共有していくことが大切である。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒のよいところや気になるところ等、学校での様子について「生活日誌」等を活用し連絡を取り合うことが大切である。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、全教職員集団として共有することも大切である。
- (4) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接管理職に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導担当、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

4. いじめへの対応

(1) 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象をみると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあったりする。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりしたら、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職をはじめ全教職員に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教育委員会に報告し、状況に応じて、各関係機関と相談する。

- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、関係機関と連携し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

(4) いじめた生徒への指導または保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実確認を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめを無くすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- ② いじめが認知された際、被害・加害の生徒達だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。そ

の上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や地域交流学习等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、関係機関と連携し、情報モラルに関する防犯教室等も行う。